



平成 23 年 5 月 18 日

MFJ 公認競技主催者およびエントラント 各位

財団法人

日本モーターサイクルスポーツ協会

MFJライセンス昇格・降格に関する規則の変更について（トライアル）

東日本大震災に見舞われた被災者の皆様ならびに関係者の方々には、お見舞い申し上げます。
さて、震災の状況を考慮し、3月と4月中にMFJ公認競技会の中止、開催日程の変更などに伴い、国内競技規則書 「付則1 MFJライセンス昇格・降格に関する規則」 以下のとおり規則改訂を行うことになりましたのでお知らせします。

1. 昇格ポイント対象期間

適用箇所：付則1 [2] 2011年度昇格ポイント対象期間

改定内容：現行規則の 二重線部分を削除し、□部分を追加

2011 年度の昇格ポイント対象期間は 2011 年 1 月 1 日から、2011 年 [11] ~~10~~ 月 [30] ~~31~~ 日までとし、
昇格となった資格が有効となるのは 2012 年 1 月 1 日からとする。11 月 1 日より 12 月 31 日までに
開催された競技の結果は特別昇格の審査対象となる。

2. 昇格、降格の種類と手続き

適用箇所：付則1 [3] 昇格、降格の種類と手続き

改定内容：現行規則の 二重線部分を削除し、□部分を追加

3- 1 自動昇格とは

昇格対象期間内に規定の自動昇格の得点または順位を得た場合、ライセンスは上位区分に昇格する。
自動昇格対象者にはその年の [12] ~~11~~ 月末日までに MFJ より昇格が通知される。
自動昇格の権利を得て翌年度ライセンスを更新しなかった場合は、自動昇格の権利はなくなる。

3- 2 申請昇格とは

昇格対象期間内に規定の申請昇格の資格、得点または順位を得た場合、申請すれば上位ライセンス
区分に昇格する。明確な基準が定められている申請昇格については、その対象者にはその年の
[12] ~~11~~ 月末日までに MFJ より通知される（ロードレースのジュニア→フレッシュマン、フレッシュマ
ン→国内の場合を除く）。 以下・・・省略

3. トライアルライセンスの昇格

適用箇所：付則1 [7] トライアルライセンスの昇格

改定内容：現行規則の 二重線部分を削除し、□部分を追加

7-2 ジュニア/国内B級→国内A級

ジュニア部門は国内B級との混走が認められ、昇格の基準は国内B級と同等に扱われる。

自動昇格

公認競技会（2011 年 [11] ~~10~~ 月 [30] ~~31~~ 日まで）において各地方で下記に示すポイントを得た者。

（複数の地方にまたがるポイントの合計はしない）

地方	北海道	東北 ※	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	九州（沖縄）
得点	80	[60] 70	60	50	60	65	100	[55] 60	45

注：ポイントは [4] 自動昇格に必要な得点（ポイント）]（46 項）による。

7-3 公認競技会とは 2011 年 11 ~~10~~月 30 ~~31~~日までに開催される地方選手権シリーズおよび県大会をさす。

7-4 国内 A 級→国際 B 級

自動昇格

地方選手権 (2011 年 11 ~~10~~月 30 ~~31~~日まで) において、下記の人数でポイント上位の成績を得た者。

7-5-2 申請昇格

地方選手権にてシリーズチャンピオンとなり、本人が希望し、かつ所属の MFJ 加盟団体の許可を得た者。(申請期日：2012 ~~2011~~年 1 ~~12~~月 31 日消印有効)

7-6-2 トライアルグランドチャンピオン大会グランドチャンピオンクラス (J/NB/NA 混走) の上位 10 位までの入賞者は、IB クラスへ昇格の申請ができる。

(申請期日：2012 ~~2011~~年 1 ~~12~~月 31 日消印有効)

7-7 全日本選手権 国際 A 級⇄国際 A 級スーパークラス

7-7-1 申請昇格

全日本選手権国際 A 級ランキングで、2 位～5 位にランクされた者は、申請によりスーパークラスへの移動を申請することができる。ただし、同点者のある場合はこの人数を超えることができる。またシーズン途中でのクラス移動は不可とする。(申請期日：2012 ~~2011~~年 1 ~~12~~月 31 日消印有効)

7-7-2 申請降格

全日本選手権国際 A 級スーパークラスランキング 7 位以下の者は、申請によって次年度国際 A 級への移動を申請することができる。ただし、同点者のある場合はこの人数を超えることができる。またシーズン途中でのクラス移動は不可とする。(申請期日：2012 ~~2011~~年 1 ~~12~~月 31 日消印有効)

4. 特別昇格およびその手続き

適用箇所：付則 1 1 1 特別昇格およびその手続き 11-3

改定内容：現行規則の 二重線部分を削除し、□部分を追加

この申請の受付は、当該年の 11 月 1 日から翌年 1 月 31 日 ~~12 月 31 日~~までに、所属の MFJ 加盟団体へ到着することとし、期限を過ぎたものは受理されない。

5. 特別降格およびその手続き

適用箇所：付則 1 1 2 特別昇格およびその手続き 12-3

改定内容：現行規則の 二重線部分を削除し、□部分を追加

この申請の受付は、当該年の 11 月 1 日から翌年 1 月 31 日 ~~12 月 31 日~~までに、所属の MFJ 加盟団体へ到着することとし、期限を過ぎたものは受理されない。

以上